（裏面：記入上の注意）

（裏面）

記入上の注意

１　希望する支給方法の左側の□に✔をつけてください。
２　楷書体、活字体で記入してください。

なお、海外に居住する人であっても本邦内の円建て口座への送金を希望する方は、この様式ではなく、様式第６号によって送金先を指定してください。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十六号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

外務大臣　茂木　敏充

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令の一部を改正する省令

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令（平成二十六年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。